

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案 各部会での検討結果



次の4つに分類して部会ごとの意見の相違が比較できるように整理した。

【素案のとおり】……………素案のとおりとし、修正等を行わない。

【政策会議提案のとおり】…政策会議(行政)からの提案のとおり修正する。

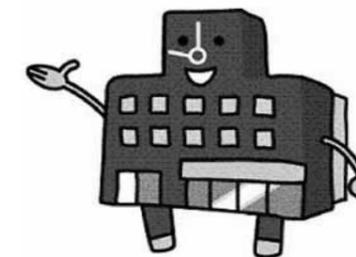
【修正を提案】……………地区説明会、パブコメ、政策会議(行政)からの提案を踏まえて修正する。

【解説に追加】……………条文を修正する・しないに関係なく解説に説明をして補う。

条	第1部会の考え方	第2部会の考え方	第3部会の考え方
前文	<p>・説明会及びパブコメでの意見を踏まえ、以下の箇所を修正する。</p> <p>ア)日光道中 日光街道</p> <p>イ)市となってから半世紀余 昭和33年には市制を施行し</p> <p>ウ)発展してきましたが 発展してきており</p> <p>エ)現在も首都近郊にあって 首都近郊にありながら</p> <p>オ)今後も 将来にわたり</p> <p>カ)都市、 都市とし</p> <p>キ)都市として成長していくことを期待しています。 越谷のまちづくりをすすめます。</p> <p>ク)今日の 削除</p> <p>ケ)今、 削除</p> <p>コ)それを 活動を</p> <p>サ)わたしたちは、市民一人一人 わたしたち市民一人一人</p> <p>シ)行間をあげないで記述する。</p> <p>《その他意見》</p> <p>・男女共同参画の視点を含めてはどうか。</p> <p style="text-align: center;">【修正を提案】(次ページ)</p>		<p>・「日光道中」という表現より「日光街道という表現」の方が一般的で馴染むことから修正する。</p> <p>・条例が最高規範性を有することから、頻繁な改正を必要とする時期等を表現している語句を削除する。</p> <p>・「期待しています。」という表現ではなく、主体的な「目指します。」という表現に修正する。</p> <p style="text-align: center;">【修正を提案】(次ページ)</p>

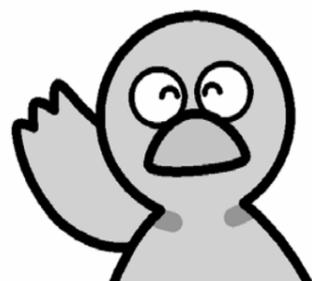
条	第 1 部会の考え方	第 2 部会の考え方	第 3 部会の考え方
	<p>変更後</p> <p>わたしたちのまち越谷市は、古くは日光街道の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。昭和 33 年には市制を施行し、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきており、<u>首都近郊にありながら、貴重な農地が残る水と緑の豊かなまち</u>です。</p> <p>わたしたちは、<u>将来にわたり先人が残した土の香りと人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市とし、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな越谷のまちづくりをすすめます。</u></p> <p>地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、わたしたちは、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような、参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、<u>活動を一層すすめるための自治力の向上に努めます。</u>そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境を創造し、<u>住みよい越谷市の実現に努めます。</u></p> <p><u>わたしたち市民一人一人が、自分たちのまちとして心から愛し、誇れるような魅力と活力のある「参加と協働の自立都市 越谷」を目指し、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。</u></p>		<p>変更後</p> <p>わたしたちのまち越谷市は、古くは日光街道の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。市となってから、都市化が進み、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきましたが、<u>首都近郊にあって貴重な農地が残る、水と緑の豊かなまち</u>です。</p> <p>わたしたちは、先人が残した土の香りと人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市として成長していくことを<u>目指します。</u></p> <p>地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、わたしたちは、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境の創造に取り組み、<u>住みよい越谷市の実現に努めます。</u></p> <p>わたしたちは、市民一人一人が自分たちのまちとして心から愛し、誇れるような魅力と活力のある「参加と協働の自立都市 越谷」を目指し、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。</p>

条	第 1 部会の考え方	第 2 部会の考え方	第 3 部会の考え方
第 1 章 総則			
第 1 条	(条例の目的) 【素案のとおり】	(条例の目的)	(条例の目的)
第 2 条	(最高規範としての条例の位置づけ) 【素案のとおり】	(最高規範としての条例の位置づけ)	(最高規範としての条例の位置づけ)
第 3 条	<p>(主な用語の定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の定義を第 1 号にもってくるように順番を入れ替える。 《説明会意見集 53 参考》 <p>【修正を提案】</p> <p>変更後 第 3 条 この条例において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市民 市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体をいいます。 — まちづくり 市民生活の様々な分野における市民および市が関わるすべての公共活動および取り組みをいいます。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の定義については、分かりやすく、具体的に解説に記述する。 《説明会意見集 54・55 参考》 <p>【解説に追加】</p>	<p>(主な用語の定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 4 号にある「行政」の定義についての政策会議からの提案について、この条例では、「行政」を「作用」としてではなく、「組織」として捉えていること、また、「行政」は、一般的に役所組織全般を総称する言葉として認知されていることから素案のとおりとする。 <p>【素案のとおり】</p>	<p>(主な用語の定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 4 号にある「行政」の定義についての政策会議からの提案は、単なる用語の置き換えであり、特にこだわらない。



条	第 1 部会の考え方	第 2 部会の考え方	第 3 部会の考え方
第 2 章 自治の基本理念と基本原則			
第 4 条	(自治の基本理念) 【素案のとおり】	(自治の基本理念)	(自治の基本理念)
第 5 条	(参加の原則) 【素案のとおり】	(参加の原則)	(参加の原則)
第 6 条	(協働の原則) 【政策会議提案のとおり】 変更後 第 6 条 市民および市は、協働を基本とした <u>まちづくり</u> に取り <u>組みます。</u>	(協働の原則) 【政策会議提案のとおり】(第 1 部会と同じ)	(協働の原則)
第 7 条	(情報共有の原則) 【素案のとおり】	(情報共有の原則)	(情報共有の原則)

条	第 1 部会の考え方	第 2 部会の考え方	第 3 部会の考え方
第 3 章 豊かな地域環境の創造			
第 8 条	(豊かな地域環境の創造) 【素案のとおり】	(豊かな地域環境の創造)	(豊かな地域環境の創造)
第 9 条	(協働による豊かな地域環境の創造) ・第 3 項に「文化・芸術」という語句を追加する。 《説明会意見集 72・74 参考》 【修正を提案】 変更後 3 市民および市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーション、 <u>文化・芸術活動</u> を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。	(協働による豊かな地域環境の創造) ・第 3 項に「文化・芸術」という語句を追加する。 ・「～育成する」という語句について検討が必要だと考える。 【修正を提案】(第 1 部会と同じ) 変更後(第 1 部会と同じ) 3 市民および市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーション、 <u>文化・芸術活動</u> を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。	(協働による豊かな地域環境の創造) ・第 3 項の「スポーツ・レクリエーション活動」に、「芸術」という語句を並列して追加する。 【修正を提案】 変更後 3 市民および市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーション <u>および芸術活動</u> を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。



条	第 1 部会の考え方	第 2 部会の考え方	第 3 部会の考え方
第 4 章 市民・コミュニティ組織			
第 10 条	<p>(市民の権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 2 項については、政策会議の提案のとおり「市政に関する情報」と修正する。 第 3 項については、当初、災害時における救助等を想定していたが、「公平に」という語句を用いることで誤解を生じる可能性もあることから政策会議の提案のとおり削除する。 <p style="text-align: center;">【政策会議提案のとおり】</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 第 4 項の「子ども」については、骨子案の段階から条立てを想定し、検討してきた項目であり、素案のままとする。 <p style="text-align: center;">【素案のとおり】</p> <p>変更後</p> <ol style="list-style-type: none"> 市民は、<u>市政に関する情報を知る権利</u>があります。 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを受ける権利があります。 子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて市政に参加する権利があります。 	<p>(市民の権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 4 項について、次代を担う「子ども」に市政に参加することや考えることの重要性を伝えることが必要と考え、削除しない。(自治を進める力を備えることになる。) <p>第 3 項の「公平に」という語句については、運営・調整委員会の検討に委ねる。</p> <p style="text-align: center;">【素案のとおり】</p>	(市民の権利)
第 11 条	<p>(市民の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策会議からの提案について、第 3 項は、市民参加をけん制している印象があり、第 4 項は、当たり前の規定であることから、項の追加はせずに素案のとおりとする。 <p style="text-align: center;">【素案のとおり】</p>	<p>(市民の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策会議からの提案にある第 3 項、第 4 項の追加については、義務を新たに負わされるという印象を与えるため、追加しない。 第 2 項にある「積極的に」という語句については、様々な事情によりまちづくりに参加することが困難な市民もいると考えられることから削除する。 <p style="text-align: center;">【修正を提案】</p> <p>変更後</p> <ol style="list-style-type: none"> 市民は、まちづくりに参加し、自治を推進します。 	(市民の責務)

条	第 1 部会 の 考 え 方	第 2 部会 の 考 え 方	第 3 部会 の 考 え 方
第 12 条	<p>(地域コミュニティ組織と市民活動団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 12 条は、地域コミュニティ組織と市民活動団体について、市民からの視点で述べているので、第 24 条とは重複しない。削除せず素案のままとする。 <p>【素案のとおり】</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ組織及び市民活動団体の具体例についての質問を説明会で多く受けたことから解説に記述する。 <p>【解説に追加】</p>	<p>(地域コミュニティ組織と市民活動団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ組織と市民活動団体の定義や範囲が不明確という説明会等での意見を踏まえ、用語の定義や解説等で補う必要があると考える <p>【解説に追加】(第 1 部会と同じ)</p>	<p>(地域コミュニティ組織と市民活動団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区説明会では、自治会活動の課題や加入率の低下などについて多くの関心があった。解説において、「地域コミュニティ組織」と「市民活動団体」の定義を分かりやすく説明し、「地域コミュニティ組織」の中心的存在である「自治会」の現状や課題、今後の方向性等について、記述するべきと考える。条文の語句については、第 1 部会に委ねる。 <p>【解説に追加】(第 1・2 部会と同じ)</p>
第 5 章 議会・行政			
第 13 条	<p>(議会の役割と責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 4 項については、素案作成の際に意見が分かれ、挙手により決定した内容のため、素案のままとする。 <p>【素案のとおり】</p>	<p>(議会の役割と責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「努めます。」という語尾の表現が多いという説明会等での意見を踏まえ、第 1 項の語尾を「図ります。」とし条文を整理する。 第 4 項については、二元代表制の一翼を担う存在として、議会の果たす役割に期待するという思いから盛り込んだものであり、削除することは、全体会でこの項を盛り込むことを決定した意思にも反すると考える。 <p>【修正を提案】</p> <p>変更後 第 13 条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の機関であり、<u>公益の実現のために、行政運営に関する監視および評価の充実に努めます。</u></p>	<p>(議会の役割と責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 4 項にある議会基本条例について、必要性は十分認識しているが、その制定については、議事機関である議会に委ねるべきと考える。 「自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め」の語句を削除することで、議会基本条例の制定後も、「議会の役割とそのあり方を明確にするよう」引き続き努めるという、より厳しい規定として整理した方が良いと考える。 <p>【修正を提案】</p> <p>変更後 <u>4 議会は、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。</u></p>
第 14 条	<p>(議員の責務)</p> <p>【素案のとおり】</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>【素案のとおり】(第 1 部会と同じ)</p>	<p>(議員の責務)</p>

条	第 1 部会の考え方	第 2 部会の考え方	第 3 部会の考え方
第 15 条	<p>(市長の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 3 項の「負託」という語句を第 3 条第 3 号の表現に合わせて「信託」に修正する。 <p>【修正を提案】</p> <p>変更後</p> <p>3 市長は、執行機関の統轄責任者としての責務を負い、効率的で効果的な行政運営を行い、市民の信託に応えます。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>【素案のとおり】</p>	<p>(市長の責務)</p>
第 16 条	<p>(市職員の責務)</p> <p>【素案のとおり】</p>	<p>(市職員の責務)</p> <p>【素案のとおり】(第 1 部会と同じ)</p>	<p>(市職員の責務)</p>
第 17 条	<p>(公益通報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 2 項に「通報者(市職員)の保護」について規定することを提案する。 	<p>(公益通報)</p>	<p>(公益通報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益通報については、既に要綱に定めているが、あえて規定することに意味がある。また、通報者(市職員)の身分を保障することで行政の透明性を確保する制度の趣旨から更に踏み込んで義務規定とすることが望ましいと考え、素案のとおりとする。 <p>見出しや条文の表現については、再検討も可</p> <p>【素案のとおり】</p>

条	第 1 部会の考え方	第 2 部会の考え方	第 3 部会の考え方
<p>第 18 条</p>	<p>(行政運営の原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 項に「迅速に」という語句を追加する。 《意見集 131 参考》 <p>【修正を提案】</p> <p>変更後</p> <p>第 18 条 行政は、公正で公平な視点に立って、効率的で透明性のある行政運営を<u>迅速に</u>推進します。</p>	<p>(行政運営の原則)</p>	<p>(行政運営の原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 3 項については、政策会議の提案のとおり「市政情報」を「市政に関する情報」に修正する。 <p>【政策会議提案のとおり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 5 項の「法令の自主解釈」について、「市民の要望」という表現が不適切という政策会議からの指摘については、提案のとおり修正する。また、「自らの責任において法令等を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。」の箇所については、行政の許可等をはじめとする法令等の解釈の基準には自治体ごとに幅があり、その責任ある解釈と説明責任をしっかりと記述する必要があると考える。 <p>【修正を提案】</p> <p>変更後</p> <p>3 行政は、<u>市政に関する情報</u>を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 行政は、<u>市政の課題等</u>に対応するため、自らの責任において法令等を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。</p>



条	第 1 部会の考え方	第 2 部会の考え方	第 3 部会の考え方
第 19 条	<p>(財政運営)</p> <p>【政策会議提案のとおり】</p> <p>変更後 第 19 条 市は、自主財源の確保に努めるとともに、必要に応じて国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるなど財政基盤の強化に努めます。</p> <hr/> <p>・新たな財源(税)の確保と読み取られないように解説で記述する。</p> <p>【解説に追加】</p>	<p>(財政運営)</p>	<p>(財政運営)</p> <p>・第 1 項について、主語を、議会を含めた「市」とすることについては、政策会議の提案のとおり修正する。また、市有財産の活用がそれ程有効でないことも理解出来ることから、同じく提案のとおり修正する。</p> <p>【政策会議提案のとおり】(第 1 部会と同じ)</p> <hr/> <p>・「自主財源の確保」という語句については、法定外税などにより、市民の負担を安易に求めないことについて解説に記述する。</p> <p>【解説に追加】(第 1 部会と同じ)</p>
第 20 条	<p>(組織)</p> <p>【素案のとおり】</p>	<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p> <p>【素案のとおり】(第 1 部会と同じ)</p>
第 6 章 参加と協働			
第 21 条	<p>(危機管理)</p> <p>【政策会議提案のとおり】</p> <p>変更後 第 21 条 行政は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。</p>	<p>(危機管理)</p>	<p>(危機管理)</p> <p>・「努めなければならない」という語尾について、義務規定か努力規定か検討した結果、修正案のとおり努力規定として修正する。</p> <p>【政策会議提案のとおり】(第 1 部会と同じ)</p> <hr/> <p>・「市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等」について、その範囲(等の取り扱い)をどこまでとするかを検討した。自然災害に限らず、国民保護の分野(武力攻撃)等を含めた幅広い範囲を含めたものとして解説に記述する。</p> <p>【解説に追加】</p>

条	第 1 部会の考え方	第 2 部会の考え方	第 3 部会の考え方
<p>第 22 条</p>	<p>(行政評価) 第 3 部会の検討に委ねる。</p> 	<p>(行政評価) 条文の位置については、第 5 章に移すことを提案する。</p>	<p>(行政評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策会議からの提案について、第 1 項は、条文の簡潔な表現を優先し素案のままとし、第 2 項の市政への反映については、予算を伴う議会の議決を必要とする場合もあることから提案のとおり努力規定として修正する。 条文の位置については、その内容を考えると第 6 章(参加と協働)から第 5 章(議会・行政)の方が適していると考え、政策会議からの提案のとおり移す。 具体的な位置については後で検討する。 <p>【修正を提案】</p> <p>変更後</p> <p>第 条 行政は、効率的で効果的な市政運営を図るため、行政内部および外部による評価を実施します。</p> <p>2 行政は、前項による評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、市政に反映させるよう努めます。</p> <p>(第 5 章へ移動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 項を簡潔な条文としたことから行政評価制度の P D C A サイクル、行政内部及び外部評価について分かりやすく解説に記述する。 <p>【解説に追加】</p>

条	第 1 部会の考え方	第 2 部会の考え方	第 3 部会の考え方
<p>第 23 条</p>	<p>(市民の行政への参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策会議からの提案について、「市民」には、障がい者も含まれているが、第 3 項では公募委員の募集についての記述のため、素案のままとする。 <p>【素案のとおり】</p>	<p>(市民の行政への参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 3 項について再検討を提案 障がい「等」とあるので、障がい者のみを取り上げているわけではない。ただし、障がい者のみについてを規定していると誤解を与えるのであれば、第 1 項に含め、削除することも検討する必要がある。 	<p>(市民の行政への参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 項の「多様な参加」については、審議会への参加、パブリックコメント(意見公募手続き) 市民アンケート等の参加の制度について記述しており、一方、第 3 項では、市民公募を行う際に、障がい者、高齢者等の「自ら意志を伝えることが困難な市民の参加」が可能になるような配慮について規定していることから内容の重複はない。ただし、「障がい等により」という語句は、その対象を限定しているような誤解を市民にあたえるため削除する。 <p>【修正を提案】</p> <p>変更後</p> <p>3 行政は、前項の市民公募を行うにあたっては、自らの意思を伝えることが困難な市民の参加が可能になるよう努めます。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 解説に「多様な参加」及び「自らの意思を伝えることが困難な市民」について記述する。 <p>【解説に追加】</p>
<p>第 24 条</p>	<p>(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 2 条を削除しないという考えから、第 3 項についての検討はしない。第 2 項については、政策会議からの提案のとおり修正する。 <p>【政策会議提案のとおり】</p> <p>変更後</p> <p>2 行政は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織および集団の役割を<u>理解・尊重して、連携・協力</u>します。</p>	<p>(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働)</p>	<p>(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 3 項については、第 1 2 条の修正案に関連して提案されたものなので、ここでは検討しない。 第 1 部会の検討に委ねる。 第 2 4 条は、協働について規定している条なので、支援という語句を使用せず、政策会議の提案のとおり修正する。 <p>【政策会議提案のとおり】(第 1 部会と同じ)</p>

条	第 1 部会の考え方	第 2 部会の考え方	第 3 部会の考え方
第 25 条	<p>(市民の活動支援)</p> <p>【政策会議提案のとおり】</p> <p>変更後 (市民活動の支援)</p> <p>第 25 条 行政は、市民による主体的な公共活動に対し、自主性や自立性を尊重したうえで、活動促進のための支援に努めます。</p>	<p>(市民の活動支援)</p>	<p>(市民の活動支援)</p> <p>・第 24 条を「協働」についての項目、第 25 条を「市民活動の支援」の項目として整理し、提案のとおり修正する。</p> <p>【政策会議提案のとおり】(第 1 部会と同じ)</p>
第 26 条	<p>(意見公募手続)</p> <p>【素案のとおり】</p>	<p>(意見公募手続)</p>	<p>(意見公募手続)</p> <p>【素案のとおり】(第 1 部会と同じ)</p>
第 27 条	<p>(住民投票)</p> <p>・第 1 項にある「別に条例で定める」についての具体的な内容を解説に記述する。</p> <p>【解説に追加】</p>	<p>(住民投票)</p>	<p>(住民投票)</p> <div data-bbox="2101 1360 2570 1730" data-label="Image"> </div>

条	第 1 部会の考え方	第 2 部会の考え方	第 3 部会の考え方
第 7 章 条例の実効性の確保			
第 28 条	<p>(推進会議の設置等) 運営・調整委員会の検討に委ねる。 主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進会議には条例改正だけでなく、実効性の確保が必要だ。(推進会議の役割として、自治基本条例の改正だけでなく、市や市民によって守られているか、自治の推進に役立っているかを検証する必要がある。) 実効性の確保には、関連する条例を作成していく過程でのチェックも大事なのは。 自治基本条例が出来た後、2～3年経ったら何らかの問題が起きてくるだろう。組織は必ず必要だ。 本当は、議会・市民・行政が手を取り合っていくべきだと思うが、組織として成り立つのだろうか。 とにかく答申には基礎的なものだけ規定しておき、数年たった後に改正を含めて改めて検討してはどうか。 都市災害等が起こった後に自治基本条例を見直しているのは遅い。あらかじめ条例の検証をする体制を作っておくことが肝心だ。 チェックも大事だが、推進活動も大事だ。 体制として、苦情処理委員会のようなものもあるのではないのだろうか 	<p>(推進会議の設置等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 2 項について、所管事項を条例の推進・検証および普及・啓発に絞った記述とする。 政策会議の提案にあるような推進会議の役割を条例の改正に限ったものとするについては、反対である。 <p>【修正を提案】</p> <p>変更後</p> <p>2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の推進・検証および啓発・普及に関し必要な事項について調査および審議します。</p> <p>その他の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例制定後の「定着」を図ることが必要。これを推進会議が担うことも考えられる。 条例制定後の「見張り役」として推進会議の重要性は高い。 推進会議の委員構成について、「団体代表」を入れずに立ち上げることに懸念がある。解説等にそのあたりの配慮が入れられないか。 推進会議の委員構成について、いわゆる「あて職」では何ら変化がないという意見もある。 解説に、委員構成(公募中心)などの記述が必要。それらの意見を踏まえ推進会議を立ち上げてもらいたい。 最高規範として制定するのがこの条例で、「体系化を図る」という趣旨からすれば、むしろ既存審議会等の設置条例改正もあるのではないか。 	<p>(推進会議の設置等)</p> <ul style="list-style-type: none"> この条例をつくっただけの条例とせず、実効性を確保するための項目であり削除することは出来ない。 既存の審議会等の附属機関(行政経営審議会等)との役割や権限を整理する必要があるという指摘については、理解出来る。「自治の推進」という語句が幅の広い解釈が可能のため、条例の進行管理と役割を明確にし、「この条例が適切に運用されているかを」という表現に置き換えて修正する。 <p>【修正を提案】</p> <p>変更後</p> <p>第 28 条 この条例が、適切に運用されているかを調査および審議するため、市長の附属機関として、自治基本条例推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。</p> <p>2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の適切な運用に関し必要な事項について調査および審議します。</p> <p>3 推進会議は、前項に定めるもののほか、この条例の適切な運用に関する重要事項について、市長に意見を述べるすることができます。</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p>・推進会議の役割や権限、構成について解説にしっかりと記述し、推進会議が常に条例の進捗状況について確認できるようにすべきと考える。(審議会が、定期的開催される担保としての解説を記入する必要がある。)</p> <p>・条例の普及・啓発についても検討する必要があると考える。</p> <p>【解説に追加】</p>
第 29 条	<p>(条例の改正手続き) 見出しと条文の内容が一致しない。</p>	<p>(条例の改正手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 条文の内容が、条例の改正手続きについて規定しているわけではないことから見出しを変更する。 <p>【修正を提案】</p> <p>変更後</p> <p>(条例の見直し)</p>	<p>(条例の改正手続き)</p>